

議案第 32 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

生活困窮者に対する生活支援等の費用に充てるための石岡市たんぽぽ基金を設置するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金に次のように加える。

石岡市たんぽぽ基金	生活困窮者に対する生活支援等の費用に充てるため。 寄附金 1 200万円	市が実施する生活困窮者に対する生活支援等に要する費用に充てるとき。
-----------	--	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。